

令和元年度  
第2回 明石市都市計画審議会

議 事 録

<HP公開用>

日時：令和元年11月11日（月）午前10時00分～

場所：市役所議会棟大会議室

令和元年度 第2回明石市都市計画審議会

日時：令和元年11月11日（月）午前10時00分～

場所：市役所議会棟大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選出

3 議 題

(1) 議案事項

議案第2号 東播都市計画地区計画（大蔵海岸通地区地区計画）の変更  
〔明石市決定〕

4 そ の 他

5 閉 会

○出席委員（14名）

安田会長

水野副会長

三輪委員

西海委員

嶋本委員

尾倉委員

坂口委員

竹内委員

丸谷委員

森委員

岩崎委員(代理)

平本委員(代理)

中里委員

戎本委員

○出席幹事（5名）

横田幹事

岸本幹事

東幹事

小田垣幹事

植田幹事

## 第2回明石市都市計画審議会

令和元年11月11日

午前10時00分～

市役所議会棟大会議室

(開会10時00分)

○(事務局) 皆様、おはようございます。定刻よりも少し早いですが、皆様おそろいですので、始めさせていただきます。ただいまから令和元年度第2回明石市都市計画審議会を開催いたします。

皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、審議に先立ちまして、資料の確認を行いたいと思います。

お手元の資料をご確認ください。本日、お手元には配席図、A4、1枚を配付しております。

なお、次第、委員名簿、議事に関する資料につきましては、事前にお届けしております。事前配付の資料を含めまして、過不足等ございませんでしょうか。ないようですので、進めさせていただきます。

それでは続きまして、本日の出席状況について、ご報告を申し上げます。委員総数14名のうち14名の出席をいただいておりますので、明石市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、当審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ここからの進行は、安田会長にお願いしたいと思います。安田会長、よろしく願いいたします。

○会長 それでは改めまして、おはようございます。ようやく季節らしいといえますか、体感としては寒いぐらいの感じになりました。お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは早速ですが、お手元の会議次第に従いまして、順次進めてまいりたいと思います。会議次第2でございますが、「2議事録署名人の選出」でございます。これにつきましては、審議会運営要領によりまして、私の方から指名させていただくことになっております。

本日は坂口委員さん。

○委員 はい。

○会長 それと、中里委員さん。

○委員 はい。

○会長 お二人にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。続きまして、本審議会の公開、非公開についてですが、本会は審議会運営要領によりまして原則公開となっております。本日の会議におきまして、会議を公開することにより、個人情報保護及び公正又は円滑な議事運営が損なわれる恐れがないと認められますので、会議を公開としたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○会長 それでは、本審議会の公開といたします。傍聴者の方がおられましたら入場を認めますが、本日の傍聴者につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

○(事務局) 本日の傍聴者はございません。

○会長 それでは、「3議題」に移りたいと思っております。

本日は議案事項が1件でございます。

それでは、議案第2号東播都市計画地区計画(大蔵海岸通地区地区計画)の変更[明石市決定]について、事務局より説明をお願いいたします。

○都市総務課 それでは、議案第2号東播都市計画地区計画(大蔵海岸通地区地区計画)の変更につきまして、ご説明いたします。お手元の資料は法定図書に準じて整理しておりますため、ご説明の際にはページが前後いたしますことをご許しください。

なお、説明は前方スクリーンにて行わせていただきますので、よろしければ前方をご覧くださいと思います。座って説明させていただきます。では早速ですが、お手元の資料の1ページ目になります。

まず最初に、こちらが計画の位置図となっております。今回の対象区域は、JR朝霧駅からすぐ南側のエリアとなっております。東西に約1キロメートル程度の広がりのある地区となっております。用途地域は近隣商業地域及び一部商業地域で構成されております。

続きまして、お手元の資料の2ページ目になります。表の上から4番目になるんですが、計画の目標についてですが、本地区計画は「海峡交流都市・明石」のシンボル空間にふさわしい都市空間の創出、さまざまな文化・レクリエーション機能などを備えた、魅力ある海浜レクリエーションゾーンの形成を図ることを目的としております。

続きまして、お手元の資料の5ページ目をご覧ください。今回、当該地区のさらなる魅力向上を目的としまして、社会経済状況の変化や土地利用の動向などを考慮し、より魅力的な土地利用の促進を図るため、地区の細区分を変更するものであります。それでは、前方のスクリーンをご覧ください。これまでの経緯としましては、本地区は平成10年に都市計画決定され、平成12年に整備が完了した地区となります。平成25年には、都市計画の変更としまして、フットサル場の新設に向けて新たなゾーンが新設されました。

今回の変更に関しましては、一部区域のゾーンの変更見直しを行うために、本年7月に地元説明会を開催し、9月から縦覧などを実施し、本日審議を行うものです。地元説明会や縦覧の結果につきましては、変更の内容を説明した後にご報告させていただきたいと思っております。

次に、お手元の資料の7ページ目をお開きください。こちらは変更前後対照図となります。今回は赤で囲んだ区域の細区分を駐車場ゾーンから商業施設などへの土地利用の変換を目指してレクリエーションBゾーンに編入するものであり、地区整備計画

等の制限内容の変更はございません。

なお、土地利用の変更に伴い、駐車場が約100台ほど減少されますが、シミュレーションの結果、東側の駐車場や南の店舗駐車場の空き台数を勘案すれば、概ね吸収できる見込みとなっております。それでは、前方スクリーンをご覧ください。細区分変更に伴う建築物等の用途の制限の変更内容はこちらのとおりになります。ベースとなる用途地域は近隣商業地域ですが、駐車場ゾーンで建築可能な建築物は自動車車庫等や公益上必要な建築物などに限定されており、これをレクリエーションBゾーンに変更することにより、近隣商業地域の特性を生かした店舗などの商業利用が可能になります。

続きまして、前方スクリーンをご覧ください。地元説明会の結果です。本年7月16日に開催しまして、13名の出席者があり、主な意見としましては、「飲食店やホームセンターなど身近に使える施設がよい」「周辺住民の生活向上に資する施設をお願いしたい」「ゲームセンターなど深夜に人が集まってくるような施設は避けてほしい」などがございました。これらの意見につきましては、実際の事業の中で対応していく予定であり、今回の都市計画の変更については特に意見はございませんでした。

引き続き、前方スクリーンをご覧ください。こちらは条例縦覧及び法定縦覧の結果でございます。条例縦覧につきましては、縦覧件数0件、ホームページの閲覧件数は245件でした。法定縦覧につきましては、縦覧件数が0件、ホームページの閲覧件数は156件でした。いずれも意見書の提出はございませんでした。

最後に、今後の予定についてです。今回の付議の後、12月の都市計画決定を目指しております。なお、条例に関しては今回はエリアのみの変更ですので改正は不要となります。その後、具体の事業者について選定しまして、より魅力的な土地の利用促進を図ることとなります。

以上で、議案第2号東播都市計画地区計画(大蔵海岸通地区地区計画)の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま説明を受けました、議案第2号について、ご質問、あるいはご意見がございましたら、どうぞよろしくお願ひします。

条例縦覧及び法定縦覧の意見書の提出はなかったということでございます。

よろしゅうございますか。

それでは、特にご質問、ご意見ないようでございますので、お諮りさせていただきます。議案第2号東播都市計画地区計画(大蔵海岸通地区地区計画)の変更[明石市決定]の案件につきまして、案のとおり議決することで、ご異存ございませんか。

(「異議なし」の声)

○会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり議決させていただき、その旨を市長に答申いたします。なお、市長への答申文案につきましては、私にご一任いただきたいと思います。

本日の議題自体は以上で終了でございます。

続きまして、「4その他」としまして、事務局から報告等ございましたら、お願いします。

○都市総務課 都市計画に関して、その他報告することは特にありません。

○会長 それでは、以上をもちまして本日の審議会は終了させていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご審議いただきまして誠にありがとうございます。

これをもちまして、閉会といたします。

(閉会10時08分)